

管内設計労務単価(基準額)の運用について

表記について、令和7年3月から適用する石工、板金工、タイル工、建具工、建築ブロック工の運用について以下のとおり定めます。

所定労働時間内8時間当たりの単価（円）

都道府県名	石工	板金工	タイル工	建具工	建築 ブロック工
福井県	35,900	[28,300]	24,700	[28,100]	28,400
滋賀県	36,700	[28,300]	24,500	[28,200]	29,500
京都府	37,700	[28,900]	24,600	[29,500]	31,000
大阪府	36,600	29,100	24,600	28,900	30,900
兵庫県	38,300	[29,400]	24,600	28,900	30,400
奈良県	37,700	[28,900]	24,600	[29,500]	30,300
和歌山県	37,700	[29,000]	24,600	[29,500]	29,600

※「〔 〕」については国土交通本省HPにて設定済み。詳細は下記URLにて確認下さい。

https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fudousan_kensetsugyo14_hh_000001_00261.html

※三重県・岐阜県の運用単価については、中部地方整備局HPにて確認下さい。